

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、株主の皆様や取引先をはじめとする様々なステークホルダーに社会的な存在として認められ、共感を得られる経営を目指しており、各ステークホルダーに対する企業価値を高めることを経営の基本方針としています。当方針に基づき、「企業と生活者を結ぶ情報の橋渡し役として社会生活の向上と文化の発展に寄与する」という社会的責任を果たすべく、内部管理(マネジメント)と外部報告(コミュニケーション)、すなわち内部統制体制と情報開示体制の強化が重要であるとの認識のもと、「(1)適時適切な情報開示をとおした経営の透明性確保、(2)株主に対する説明責任を重視した経営、(3)厳正な企業経営と効率的な企業運営体制の構築」をコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方としています。また、株主・投資家の皆様へは、会社情報の適時開示に係る社内体制により、迅速かつ正確な情報開示に努めるとともに、経営の透明性を高めていきます。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 10%未満

【大株主の状況】更新

氏名または名称	所有株式数(株)	割合(%)
渡辺 静二郎	1,022,000	16.81
株式会社ぐりーん企画	980,000	16.12
セーラーグループ社員持株会	606,000	9.97
工藤 信仁	220,000	3.61
セーラー広告株式会社	188,680	3.10
株式会社香川銀行	160,000	2.63
セーラー広告取引先持株会	129,000	2.12
植村 貴好	106,000	1.74
佐々木 秀樹	102,000	1.67
株式会社百十四銀行	100,000	1.64

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	ジャスダック 既存市場
決算期	3月
業種	サービス業
(連結)従業員数	100人以上500人未満
(連結)売上高	100億円未満
親会社	なし
連結子会社数	10社未満

4. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情 更新

当社は支配株主を有しておらず、その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情はありません。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

取締役会の議長	社長
取締役の人数	5名
社外取締役の選任状況	選任していない

現状の体制を採用している理由 [更新](#)

当社はグループ全体を管理する部門として総務本部を置き、総務本部長に、会社法第2条第15号の要件を満たす者ではありませんが、社外において長年にわたり企業経営に従事してきた者を就任させ、会計基準や経営判断の選択において、客観的な社外的見識を取り入れています。

また、当社役員(取締役5名、監査役3名)のうち2名が会社法第2条第16号に定める要件を満たす社外監査役であり、社外監査役には、企業経営・企業税務に精通した者を就任させ、毎月2回開催する取締役会および経営会議への出席を要請し、社外的な観点から適宜意見を徴求しています。

以上から、一般に、社外取締役に期待される取締役会の経営監督機能強化については、総務本部長および社外監査役がその機能を充分果たしていると判断しており、現時点においては、社外取締役の必要を認めていません。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
監査役の人数	3名

監査役と会計監査人の連携状況 [更新](#)

監査役は監査法人から監査結果の提出を受け、財務報告にかかる内部統制に関するリスク評価などについて報告を受けるほか、監査重点項目についても説明を受けています。なお、平成22年7月以降、当社は会計監査人を設置予定であり、より一層の連携を図れると期待しています。

監査役と内部監査部門の連携状況 [更新](#)

監査役は内部監査室から監査計画と監査結果について定期的に報告を受け、必要に応じて調査を求めると連携を諮っています。また、随時会合を持ち、コンプライアンス、内部統制などに関する意見交換を行っています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
吉田 清昭	他の会社の出身者									○
山本 純	税理士									○

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものである
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

氏名	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由
吉田 清昭	——	企業経営について知識と経験を有した者であり、経営監視等を適正に行ってくれる人材と判断しています。
山本 純	独立役員に指定	税理士として、企業税務に精通し、企業経営を統治する十分な見識を有していると判断しています。

その他社外監査役の主な活動に関する事項 **更新**

社外監査役両名は、毎月2回開催する取締役会および経営会議、ならびに毎月1回開催する監査役会に出席しています。なお、平成21年3月期開催の取締役会25回のうち、監査役吉田は24回に出席、監査役山本は23回に出席し、適法性・妥当性の観点から適宜意見を述べています。また、平成21年3月期開催の監査役会10回のうち、両監査役ともに全10回に出席し、監査結果について意見交換を行っています。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入
---------------------------	--------------

該当項目に関する補足説明

役員報酬の昇給は、会社業績並びに担当業務の業績評価により社員の昇給率を参考に取締役会によって決定しています。また、必要に応じて、取締役会において、臨時に業績、その他の理由により減額または一時払いとすることがあります。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

開示手段	有価証券報告書、営業報告書(事業報告)
開示状況	社内取締役及び社外取締役の別に各々の総額を開示

該当項目に関する補足説明

平成20年4月1日から平成21年3月31日までの期間における報酬額は以下のとおりです。
取締役を支払った報酬 81,621千円 (うち社外取締役に支払った報酬 一千円)

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】 **更新**

取締役会および経営会議の議題は事務局である総務本部が事前に社外監査役にも通知し、会議資料は全て社外監査役にも提出、必要に応じて説明を行っています。また、社内通達事項やその他重要事項等についても全て通知し、必要の都度、その内容について総務本部長が説明を行っています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項 **更新**

1. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を採用している理由

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本方針「(1)適時適切な情報開示をとおした経営の透明性確保、(2)株主に対する説明責任を重視した経営、(3)厳正な企業経営と効率的な企業運営体制の構築」を実現するためには、経営の意思決定を司る会議体において客観的な意見を交えた活発な協議・意見交換が可能であること、および、全役員・従業員の業務活動を決定事項に基づいて迅速に方向付けることが最も重要であると考えています。当社は、取締役会および経営会議において社外監査役2名の出席のもと活発な意見交換を行っており、また、決定事項については各営業エリアに配置した取締役が中心となって業務執行の迅速化に努めています。以上から、社外の客観的な意見を取り入れ、経営に迅速に活かすことのできる現体制、すなわち、取締役会および監査役会を中心としたコーポレート・ガバナンス体制を採用しています。なお、社外取締役を選任していませんが、その理由は前述【取締役関係】「現状の体制を採用している理由」に記載のとおりです。

2. 現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要

(1) 取締役会および取締役会

当社取締役は5名です。取締役会は毎月2回開催し、監査役の出席のもと、経営に関する重要事項の報告および決議を行っています。取締役会には、連結子会社社長の出席を要請し、当社取締役と併せ事業場ごとの状況報告を求めています。また、コーポレート・ガバナンス体制を強化するため、取締役の1年任期制を採用しています。さらに、取締役の人事、処遇に関わる運営の透明性を高めるため、取締役については報酬を含む処遇の決定はすべて取締役会に諮ることとしています。

(2) 監査役および監査役会

当社は監査役制度を採用しており、監査役は3名であり、うち1名が常勤監査役で、残り2名が会社法第2条第16号に定める社外監査役の条件を満たす者です。監査役は、毎月2回開催される取締役会やその他重要な会議へ出席し、取締役の業務執行の監視および会社の業務全般について適法かつ適正に行われているかを監査計画に基づき監査しています。また、平成20年6月から監査役会を設置し、毎月開催する監査役会において

全監査役出席のもと監査に関する重要事項等の協議を行っています。連結子会社3社(株式会社あわわ、アド・セイル株式会社、株式会社ゴング)および非連結子会社の監査役は当社特別顧問が全て兼務しており、グループに亘る経営監視体制を強化しています。

なお、社外監査役山本は当社と人的関係、資本的關係、取引関係、その他利害関係がないうえ、税理士として企業税務に精通し、多くの企業経営に携わってきた経験等から、当社取締役の職務執行の妥当性を客観的な立場から監督することのできる十分な見識を有していると判断し、同氏を独立役員に指定しています。

(3) 経営会議

当社は、取締役会とは別に、業務執行上の重要案件について幅広い層から意見を聴取することを目的として経営会議を開催しています。取締役および監査役で構成する経営会議は、毎月2回取締役会と同日に開催され、重要事項の報告および審議を行い、業務執行における重要事項の意思統一を図っています。また、必要により連結子会社社長およびその他の幹部社員の出席を要請しています。

(4) コンプライアンス委員会

当社コンプライアンス委員会は、取締役会の諮問機関として、取締役2名、監査役1名、執行役員1名、内部監査員1名および事務局1名で構成しています。業務執行部門から独立した立場で、コンプライアンスに関する組織、体制、規程等に関する審議、業務執行部門に対する報告徴求および重大なコンプライアンス違反に対する再発防止策の審議によって、より実効性の高い法令遵守体制の構築を目指しています。

(5) 内部監査室および監査役監査の組織、人員、手続

専任者1名で構成しています当社内部監査室は、代表取締役社長直属の部署として、各事業年度に策定する内部監査計画に基づき、各業務執行部門の業務監査および会計監査、監査結果の代表取締役社長への報告、業務改善指導および確認等を行うほか、必要ある場合には臨時的内部監査を実施し、監査役および監査法人との連携を保ち、内部統制体制の強化に努めています。また、子会社への内部監査も実施しています。

(6) 監査法人

会計監査業務を執行する監査法人は新日本有限責任監査法人です。当社の管理部門である総務本部と監査法人は、積極的にコミュニケーションをとるよう心がけ、当社グループの内部統制体制の評価等を中心に監査結果の共有化を図っています。なお、平成22年7月以降、当社は会計監査人を設置予定であり、より一層の監査機能強化を図れるものと期待しています。

3. 監査役機能強化に関する取組状況

(1) 監査役監査を支える人材・体制の確保状況

監査役監査を支える専任者はいませんが、監査役と連携を密にし、総務本部が中心となって監査役監査に必要な情報を適宜提供しています。

(2) 社外監査役の選任状況および財務・会計に関する知見を有する監査役の選任状況等
上述の「【監査役関係】会社との関係(2)」をご参照ください。

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	平成21年6月25日開催の第58回定時株主総会招集通知は、平成21年6月9日に発送しました。
集中日を回避した株主総会の設定	定時株主総会は毎年6月25日を基準として以降30日までの間に開催しています。なお、平成21年6月実施の定時株主総会は6月25日に開催しました。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	毎年定期的な個人投資家向け会社説明会の開催を検討しています。なお、平成22年3月期は平成21年6月に個人投資家向け会社説明会を開催しました。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページIR情報サイトに会社説明会資料等を掲載しています。	なし
IRに関する部署(担当者)の設置	担当部署名 総務本部人事総務部	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社倫理規範第5条(情報開示と透明性)に「私たちは、幅広いステークホルダーに、必要な企業情報を適時・適正に開示し、透明性を高めます。」と定めています。

IV 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

更新 ○内部統制システム構築の基本方針について

当社は、コンプライアンスを徹底し、リスクを管理しながら業務を適正かつ効率的に遂行するとともに、財務報告の信頼性を確保するために、内部統制システム構築の基本方針を以下のとおり定め、金融商品取引法およびその他の法令への適合を含め、「業務の有効性と効率性の向上」、「財務報告の信頼性の確保」、「法令等の遵守」および「資産の保全」を目的として、内部統制の仕組みを整備、構築し、業務の改善に努めております。

1 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制として、以下(1)から(8)について定める。
- (1) 当社の社会的責任を果すため、「法令遵守」、「倫理面の充実」、「社会貢献」および「財務報告の信頼性」を柱とする倫理規範を定め、法令を遵守し高い倫理規範を持って行動する。
 - (2) コンプライアンスを経営の重要課題のひとつとして位置づけ、社員に対しその重要性を強調、明示し、企業風土作りに努め、当社における重要な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実等の報告を受けた場合には、遅滞なく取締役会または経営会議に報告する。
 - (3) 取締役会は、取締役会等重要な会議をとおして各取締役の職務執行を監督し、監査役は取締役会等重要な会議に出席し、取締役の職務執行を監督する。
 - (4) 社外の弁護士その他第三者機関との関係を保ち、必要がある場合に意見を求め、法令違反等の未然防止に努める。
 - (5) 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制を確保する。
 - (6) 反社会的勢力との関係は、法令違反に繋がるものと認識し、その取引は断固拒絶し反社会的勢力による被害の防止に努める。
 - (7) グループ内すべての取締役、監査役、執行役員および使用人からのコンプライアンス違反に対する社内通報体制として、内部通報制度を整備し、その運用に関する規程を定め、是正、改善の必要があるときは速やかに適切な措置をとる。
 - (8) 内部監査責任者は内部監査規程に基づき法令および定款の遵守体制に対して監査を行い、その有効性について評価し、是正、改善の必要があるときは、遅滞なく社長に報告し、同時に監査役へ報告する。

2 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制として、以下(1)から(3)について定める。
- (1) 取締役の職務執行に係る情報については、取締役会規程、稟議規程、文書管理規程に基づきその保存媒体に応じて適切かつ確実に検索性の高い状態で保存及び管理することとし、必要に応じて10年間は閲覧可能な状態を維持する。
 - (2) 第1項に係る事務は総務本部人事総務部が所管し、取締役の職務執行に係る情報の保存および管理について継続的な改善を行う。
 - (3) 内部監査責任者は内部監査規程に基づき取締役の職務執行に係る情報の保存および管理に対して監査を行い、是正、改善の必要があるときは、遅滞なく社長に報告し、同時に監査役へ報告する。

3 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- 損失の危険の管理に関する規程その他の体制として、以下(1)から(6)について定める。
- (1) リスク管理体制を整備するために、リスク管理に係る規程を定める。
 - (2) グループ内リスク管理体制強化のため、総務本部内に内部統制担当者を置き、内部統制担当者は、グループにおけるリスク管理および内部統制の状況を点検し、改善を推進する。
 - (3) 販売先、仕入先、銀行、関係会社との取引は、業務分掌・職務権限表、稟議規程、営業管理規程、経理規程、関係会社管理規程、文書管理規程に基づいて行い、総務本部長を責任者として管理の事務局は総務本部が行う。
 - (4) 重要情報の適時開示を果すため、取締役は、会社の損失に影響を与える重要事実の発生の報告を受けた場合は、遅滞なく取締役会または経営会議に報告し、取締役会または経営会議において報告された情報が開示すべきものかどうかを判断し、適時適切な開示の指示を行う。また、必要がある場合、社長を本部長とする対策本部を設置し、顧問弁護士等を含めたチームを組織し、迅速な対応を行い、損害の拡大防止体制を整えることとする。
 - (5) 取締役、執行役員、子会社社長は、取締役会において会社の財務状況の把握に努め、担当する部門における月次の損益状況を報告し、会社の損失に影響を与える重要事実が発見された場合は、その情報が開示すべきものかどうかを判断し、適時適切な開示を行う。
 - (6) 内部監査責任者は内部監査規程に基づきリスク管理体制に対して監査を行い、その有効性について評価し、是正、改善の必要があるときは、遅滞なく社長に報告し、同時に監査役へ報告する。

4 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制として以下(1)から(4)について定める。
- (1) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制として、取締役会を月2回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとし、経営に関わる業務執行上の重要案件については、取締役および監査役から構成される経営会議において事前審議を行い、その審議を経て執行決定を行うこととし、経営会議は取締役会同様月2回、同日に開催する。
 - (2) 取締役の業務執行については、取締役会規程、役員規程、稟議規程、業務分掌・職務権限表、執行役員規程に基づきそれぞれの責任者およびその責任、執行手続等について定める。
 - (3) 取締役がその業務執行を効率的に行うために、業務の合理化および手続等の簡略化に努め、必要あるときは総務本部からの助言を得る。
 - (4) 業務の効率化を図るため、内部統制が有効に機能するようITシステムに関する整備を推進する。

5 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制として、以下(1)から(4)について定める。
- (1) 当社の社会的責任を果すため、「法令遵守」、「倫理面の充実」、「社会貢献」および「財務報告の信頼性」を柱とする倫理規範を定め、法令を遵守し、高い倫理規範を持って行動する。
 - (2) 内部監査部門として執行部門から独立した内部監査室を設置し、内部監査責任者は内部監査規程に基づき監査を実施する。
 - (3) 当社における重要な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実等に対する報告体制として、社外の弁護士その他第三者機関との情報の授受は総務本部が行い、知り得た情報は遅滞なくコンプライアンス管理責任者である総務本部長を通じて、取締役会または経営会議に報告する。
 - (4) グループ内使用人からのコンプライアンス違反に対する社内通報体制として、内部通報制度を整備し、その運用に関する規程を定め、是正、改善の必要があるときは速やかに適切な措置をとる。

6 当社およびその連結子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- 当社およびその連結子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制として、以下(1)から(4)について定める。
- (1) 企業集団における業務の適正を確保するための体制として、関係会社管理規程を定め、関係会社の管理は総務本部が行い、関係会社に重要な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実等が発見された場合は、遅滞なく関係会社管理責任者である総務本部長を通じて、取締役会または経営会議に報告する。
 - (2) 内部監査責任者は、内部監査規程に基づき関係会社の監査を定期的実施し、その結果について社長に報告する。また、関係会社に重要な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実等が発見した場合、遅滞なく社長を通じて、取締役会または経営会議に報告し、同時に監査役へ報告する。
 - (3) 関係会社は、関係会社管理規程に定める報告事項に関して報告しなければならない。また、企業集団全体に関する会議へ参加しなければならない。
 - (4) 内部統制システムを整備するに当たっては、当社グループ全体に亘る体制を整備する。

7 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、当社の使用人から監査役補助者を任命することができる。ただし、監査役補助者は業務の執行に係る役職を兼務してはならない。

8 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役補助者の評価、任命、解任、人事異動、賃金等の改定については監査役の同意を得たうえで取締役会が決定する。

9 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

監査役は、監査役監査規程に基づき取締役会および重要な会議への出席、関係資料の閲覧等を行い、積極的な意見交換を行うことができるほか、必要があれば取締役及び使用人に対しその説明を求めることができる。

また、企業集団において重要な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実等が発見された場合は、遅滞なく監査役へ報告する。

10 その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制として、以下(1)から(4)について定める。

- (1) 内部監査責任者は、内部監査規程及び監査役監査規程に基づき、内部監査の計画の立案および実施にあたっては、監査役と堅密な連携を保つと同時に、定期的な報告を行い、必要に応じて特定事項の調査の依頼を受けることができる。
- (2) 内部統制担当者は、監査役と堅密な連携を保つとともに、監査役からの求めに応じて関係部署とともに監査上必要な調査を行う。
- (3) 監査役監査事務に不都合がある場合は総務本部においてこれを補助する。
- (4) 監査役は当社のコンプライアンス体制に問題があると認めるときは、その意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができる。

11 財務報告の適正性を確保するための体制

金融商品取引法第24条の4の4の定めに基づき、財務報告の適正性を確保するための体制として、以下(1)から(6)について定める。

- (1) 財務報告が適正に行われるよう、当基本方針に基づく経理業務に関する規程を定めるとともに、財務報告に係る内部統制の体制整備と有効性向上を図る。
- (2) 財務報告に関して重要な虚偽記載が発生する可能性のあるリスクについて識別、分析し、財務報告への虚偽記載を防ぐため、財務報告に係る業務についてその手順等を整備し、リスクの低減に努める。
- (3) 内部統制担当者は、内部統制の欠陥に関する重要な事実等が発見された場合、遅滞なく、取締役会または経営会議に報告する。また、併せて監査役へ報告する。
- (4) 上記(1)から(3)に掲げる方針および手続等を運用するに当たり、IT環境の適切な理解とこれを踏まえたITの有効かつ効率的な利用を推進し、ITに係る全般統制および業務処理統制の整備に努め、迅速かつ適切な対応ができるようにする。
- (5) 内部監査部門は、財務報告に係る内部統制に対して監査を行い、その有効性について評価し、是正、改善の必要があるときは、遅滞なく社長に報告し、同時に監査役へ報告する。
- (6) 財務報告に係る内部統制システムの具体的な整備および運用に関しては、「財務報告に係る内部統制の整備運用規程」に定める。

○反社会的勢力排除に向けた基本的考え方および整備状況について

1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、内部統制システム構築の基本方針第1条(6)に定める「反社会的勢力との関係は、法令違反に繋がるものと認識し、その取引は断固拒絶し反社会的勢力による被害の防止に努める」ことを基本的な考えとしています。

また、当社グループ倫理規範第7条(反社会的勢力の排除)に「私たちは、社会正義を貫徹し、顧客、市場、会社からの信頼を勝ち得るべく、反社会的勢力の不当な介入を許すことなく、断固として排除します。」と掲げ、グループを挙げて反社会的勢力による被害の防止に努めています。

2. 反社会的勢力排除に向けた整備状況

(1) 対応統括部署、不当要求防止責任者の設置状況および外部の専門機関との連携状況

当社総務本部を対応統括部署とし、不当要求防止責任者を選任、香川県警察本部の主催する講習会に参加しています。

(2) 反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況

当社は、取引先との取引開始時には必ず「記事検索」、「企業検索」等を利用した企業調査を行い、取引先が反社会的勢力と関わりがないことを確認するほか、信用調査等に該当しない場合でも、相手方の人相、風体、話しぶり等によって疑念が生じた場合は、総務本部長に相談することとしています。

(3) 対応マニュアルの整備状況

当社は、社内イントラネット上に、日常業務での注意点、面談要求への対応などを記載した「反社会的勢力対応マニュアル」を掲載し、常時全役職員が閲覧可能としています。

(4) 社内啓蒙活動

当社は、総務本部が中心となって適宜個別に反社会的勢力排除に向けた基本方針等について説明を行っています。

V その他

1. 買収防衛に関する事項

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【参考】 模式図

